

## 診療情報の共同利用について

当院は、「三田市民病院の管理運営に関する基本協定書」に基づき、当院が保有する患者様の診療に関する情報を、下記の方法と範囲で、当院の開設者である三田市と共同利用させていただきます。

### 1 共同利用の目的

医療の質と安全の確保や三田市情報公開条例に基づく情報公開に関する事務に対応するため。

### 2 共同利用する個人情報の項目

氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、ID番号、傷病名、診療内容、検査結果、治療内容、看護記録、リハビリ記録などのカルテ上の内容

### 3 共同利用者

当院と三田市（病院開設者）

### 4 個人データの管理について責任を有する者の氏名等

兵庫県三田市けやき台3丁目1番地1

三田市民・済生会病院

事務取扱責任者 管理局长兼経営管理部長 前出 恭宏